

◆砂防事業とは？

土石流や土砂の流出による災害から、人命・財産を守るため、砂防法にもとづき、「砂防指定地」に指定された区域において、砂防堰堤^{えんてい}や溪流保全工（流路工）などの砂防施設の整備を行う事業です。

★砂防法★

土砂災害の原因となる土砂が発生し流出することを抑制することにより、土砂災害を防止することを目的としている法律で、明治30年に公布されました。

▼火山砂防事業 金山谷川（いちき串木野市）



砂防堰堤^{えんてい}により、人家及び公民館、市道、JR鹿児島本線、避難所に位置づけられている小学校等を土石流災害から保全しています。

★砂防指定地とは？

土砂災害を防止するために、砂防施設を整備したり、特定の行為を禁止もしくは制限すべき土地の区域で、砂防法にもとづき、国土交通大臣が指定します。

【禁止行為】

砂防施設を損傷する行為

【制限行為】

砂防指定地内において、次の行為を行う場合は、鹿児島県知事の許可が必要です。

- ・施設又は工作物の新築、改築、増築、移転又は除却
- ・立木竹の伐採
- ・木竹の滑下又は地引きによる運搬
- ・掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- ・水を放流し、又は停滞させる行為
- ・土石（砂を含む）の採取、鉱物の採掘又は堆積、投棄
- ・樹根その他植物根株の採掘
- ・芝草の採取
- ・牛、馬その他の畜類の放牧又は継続的^{れいりゅう}の留
- ・火入れ

◆主な砂防施設

◆砂防堰堤^{えんてい}

土石流が発生した時、砂防堰堤^{えんてい}が土石流を受け止め、下流に住む人々の人命や家屋などの財産を守ります。



◆溪流保全工（流路工）

川の勾配を緩くして、川が削られて土砂が増えるのを防ぐとともに、川から土砂があふれるのを防ぎます。



川岸を護岸などで守り、侵食を防ぎます。

後続からの土石流の流れをスムーズに導きます。